



2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠登史
(コード番号 6706 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 浅井 貴史
(TEL. 03 - 3520 - 9870)

本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 30 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日開催予定の第 99 回定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議すること、及び本定時株主総会において当該定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本店移転について

(1) 移転の理由

当社は、2025 年 3 月期までの 3 カ年を対象とした中期経営計画「DKK-Plan2025」およびそのローリングプランにおいて、社員のエンゲージメント向上を掲げ、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）の推進、多様な働き方ができる職場環境の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

このたびの本社移転はコストの最適化、業務の効率化を図るとともに、DX による働き方改革を推進し、社員相互のコミュニケーションを促進することで、イノベーションが創出される職場環境を実現するものです。

(2) 新本店所在地

東京都江東区豊洲五丁目 5 番 13 号 豊洲アーバンポイント（受付 8 階）

(3) 本店移転日

2025 年 9 月 1 日（予定）

(4) 業績への影響

移転により発生する概算費用等は、2025 年 5 月 15 日開示の 2025 年 3 月期決算短信に記載しております 2026 年 3 月期連結業績予想に織り込み済みです。

2. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由等

前項に記載した目的のため、現行定款第3条に定める本店所在地を、東京都千代田区から東京都江東区に変更するとともに、2025年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって変更の効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設するものがあります。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3条(本店の所在地) 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	第3条(本店の所在地) 当会社は、本店を東京都 <u>江東区</u> に置く。
(新 設)	(附則) <u>(本店所在地変更の効力発生日)</u> <u>第1条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、2025年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

定時株主総会開催日	2025年6月27日(予定)
本店移転及び定款変更の効力発生日	2025年9月1日(予定)

以 上